

「フランス刑事裁判における市民参加」

——市民参加による透明性ある刑事裁判の実現？¹⁾——

Les mouvements de réforme affectant la procédure pénale en France :

« Vers une procédure pénale participative et transparente ?

(loi n° 2011-939 du 10 août 2011) »

シルヴィ・シマモンティ*
要訳 小木曾 綾**

はしがき

ここに掲載するのは、中央大学と長い交流協定の歴史を有するフランスのエクスマルセイユ大学法学部のシルヴィ・シマモンティ教授が、2012年6月4日に中央大学市ヶ谷キャンパスで日本比較法研究所が主催した講演会のために用意された原稿である。教授は、刑法、刑事訴訟法、刑事政策の分野で多くの業績を有し、国外での講演等も意欲的にこなしておられる。本稿のテーマは、日本でも関心の高い刑事裁判への市民参加制度であ

* エクスマルセイユ大学法学部教授

Sylvie CIMAMONTI

Professeur à Aix-Marseille Université

** 所員・中央大学法科大学院教授

1) 本稿は、2012年6月4日に開かれた日本比較法研究所の講演会原稿としてシマモンティ教授が用意されたものである。論文として完成されたものであるので、原文に要訳を添えて公刊することとした。

り、教授はフランスの参審制度と日本の裁判員制度とを随所で比較しておられる。

なお、同教授は、中央大学法科大学院で「フランスの刑事共助」と題する講義もされ、こちらは中央ロー・ジャーナル9巻3号に掲載されているので、興味のある方はご一読いただければ幸いである。

フランスでは、2011年8月10日法律（以下法という）により、1. 参審制の拡大と、2. 重罪判決への理由付記の義務づけが定められた。同法は、犯罪により厳格に対処することを狙ったサルコジ前大統領の肝いりで制定されたもので、その立法趣旨は「国民の名のもとに行われる裁判を実現すること」であるとされている。

しかし、ここには、参審員は職業裁判官より重い刑罰を科すものだという証明されていない仮説があり、その裏には裁判官への不信があるが、参審員制度を通じて、国民の司法への信頼を確保するというこの立法趣旨は、日本の裁判員法のそれときわめて近いように思われる。

1. 参審対象事件の拡大

フランスの刑事裁判は、犯罪の重大性に応じて重罪、軽罪、違警罪の三つに分かれており、フランス参審制度は、重罪に限定して用いられてきた。重罪とは、短期10年以上の自由刑が科される罪であり、日本の裁判員制度対象事件は、フランスでは重罪に当たる。

今回、法は、重罪院での参審員数を9人から6人に、2000年に導入された重罪院の上訴審たる重罪裁判所での参審員を12人から9人に減じた。これは、裁判1件当たりの参審員の人数を減らすことで重罪院での審理に参加できる参審員を増やし、重罪院での審理件数を増加させるためである。日本では公訴事実と争いがなければ裁判員を4名にすることができるとの定めがあるが、フランスではそのような定めはない。

裁判員の数が減少したことに伴って、被告人を有罪とする際に必要な絶対多数も変化した。従来、1審では参審員9人+職業裁判官3人で計12名中の3分の2=8票、上訴たる重罪院では10票が必要とされていたので、

参審員の票数としては、1審では8票から職業裁判官の3票を引けば、9人の参審員のうち最低5票が必要であり、上訴審では10票から職業裁判官3票を引いて最低7票が必要であった。

しかし、法によると、3分の2の絶対多数は維持されているものの、1審では参審員が6人になったために、職業裁判官3票を引けば1審では3票、上訴審では8-3で5票あれば有罪言渡しができることとなった。従来は、参審員の数が職業裁判官を上回っていなければ有罪評決ができなかったものが、法によって、1審では職業裁判官と参審員同数でよくなったことになる。これは、裁判ごとの参審員の数を減らし、その参審員を軽罪裁判に回さなければならないためであるが、重罪の参審員を減らして軽罪裁判に参審員を回すことが、市民の刑事裁判参加という理念と一致するだろうか。

さて、法が参審員関与の範囲を拡大したのは軽罪であって、その権限は一部の成人軽罪の事実認定と量刑、それに少年事件のそれに及ぶ。軽罪参審員は大審裁判所ごとに有権者の中から抽選で選任されるが、参審員の務めを果たすことは市民の義務と位置づけられているので、正当な理由なく、候補者が、参審員たる条件を充たしているか否かの調査を拒んだり、選任された参審員が、参加すべき審理に参加しなかったりしたときには、3,750ユーロの罰金が科される。無論、参審員の務めを果たしたことを理由に雇用上の不利益を受けないことが定められるとともに、108~180ユーロの日当および旅費が支給される。

2011年10月16日政令によって、参審員は一定の法教育を受けることとされており、その中には刑務所見学も含まれている。ただし、この教育は1日のみ、判・検事および弁護士が担当し、裁判所の構成や管轄、対象事件、刑事責任の概念、裁判官、検察官および弁護士ならびに私訴原告の役割、法曹倫理、無罪推定および証拠法、刑の言渡しおよび執行などの事項を1日でこなすことから、いわば簡易法教育とでもいうべきものである。

軽罪参審員制度は、成人の裁判については、2014年1月までの試行（2012年1月から Toulouse および Dijon、2013年から他の10の控訴院管轄区内）

を経て2014年から施行されることとされているが、少年裁判についてはすでに2012年1月から施行されている。

軽罪裁判所は、3人の職業裁判官と2人の参審員で構成され、その裁判に対する上訴審も同様に構成される。対象事件は、個人法益に対する罪のうち5年以上の収監刑が法定されているもの（重過失致死、傷害、性犯罪、薬物所持・譲渡等）、強盗、5年以上の収監刑が科される個人の身体に危険を及ぼす放火等による器物損壊であって、財産犯は対象とされておらず、社会ないしは有権者の関心が高いものに限定されている。組織犯罪および憲法院が定める犯罪は対象事件外とされており、専門知識を要する環境犯罪等がそれに当たる。

参審員は、有罪・無罪の判断および刑の量定に関与するが、それ以外の判断は職業裁判官に委ねられる。憲法院は、これをもって、抽選で選任される参審員が刑事裁判に参加する制度が、市民の権能について定めた人権宣言第6条に違反しないと判断している。

重罪院では、参審員は事実認定と刑の量定のみに関与するのに対して、軽罪参審員は刑の執行にも関与する。2004年以来フランスには刑の執行裁判所があり、仮釈放の決定等の判断を担っているが、軽罪参審員はここにも参加する。これは、受刑者の釈放時期という社会の関心の高い事項に市民を参加させようとの立法趣旨によるものである。

従来、少年裁判所の陪席裁判官は、法務大臣が少年問題に造詣のある30歳以上の民間人の中から4年任期で任命することとされてきた。少年裁判所は、事件の調査にあたった少年係裁判官が裁判長を務めてきたが、憲法院がこれを公平な裁判所による裁判を受ける権利の保障に反すると判断したため、2013年1月から、少年裁判所の裁判長は、その事件を調査した少年係裁判官以外の少年係裁判官が務めることとなった。

2012年1月から、二つの少年軽罪裁判所が創設された。一つは、罪を犯す時16歳以上18歳以下の、3年以上の収監刑が科される罪で起訴された累犯少年を扱う、職業裁判官のみで構成される裁判所である。この裁判所では、少年係裁判官が裁判長を務め、保護処分のほか刑罰を言い渡すことが

できる。この裁判所の創設が、累犯少年をより厳しく処罰しようとの意図によることは明らかであって、市民参加を謳った法律が、従来の少年裁判所から民間人の陪席裁判官を排除したことは逆説的である。

いま一つは、成人の軽罪裁判所と同様の構成（ただし裁判長は少年係裁判官）と事物管轄をもつ少年軽罪裁判所であるが、こちらは、やはり従来の陪席に替えて一般人の参審員を参加させることの是非が問われることになる。

以上に概説した軽罪参審員制度には、当初3,270万ユーロ、次いで毎年840万ユーロが必要とされており、国家の財政状況に照らして決して軽微な支出とはいえないことから、現在の2裁判所での試行が10裁判所に拡大されるか、さらには全国施行に至るかは予断を許さないところである。フランスでは、法改正の試みが短命に終わることは常であって、2010年3月に公表された予審判事の廃止法案が日の目を見ずして放棄されたことは記憶に新しい。

これに対して、法が同時に定める、重罪裁判所の判決に理由を付すことを義務づける改正は、おそらく順調に推移するものと思われる。

2. 重罪裁判への理由付記

証拠の証明力の判断については、自由心証主義が採用されており、証明程度は事実認定者が「内心で確信する」程度とされている。無論、裁判官の心証は法廷に提出された証拠によらなければならないが、軽罪に関しては裁判に理由を付すことが求められてきたものの、伝統的に重罪院の裁判には理由が付されてこなかった。刑訴法353条は、革命時の伝統をそのままに、裁判所に良心に照らして証拠を評価することのみを求め、結論に至った理由や証拠評価の過程を明らかにすることを求めている。この条文が評議の前に参審員に読み聞かされるのである。最も重い刑罰を言い渡す裁判所の判断に理由が付されないことの根拠は、参審員にそれを求めると内心の確信に基づく評決が困難になるという点に求められてきた。

今般、法12条はこれを改め、評決に理由を付すことを求めたが、これは

2009年から2011年にかけての判例と立法の変化の帰結である。

ベルギーに対する2009年および2010年のTaxquet事件で、ヨーロッパ人権裁判所は、重罪院の判決に理由が付されない制度が公正な裁判を受ける権利を保障したヨーロッパ人権条約第6条に違反すると判示した。同裁判所の第2小法廷は、有罪／無罪の結論だけを示し、有罪判決に至った主要な理由すら示されなければ、被告人はその判決を理解することも納得することもできない、と判示している。同事件の回付を受けた大法廷は、人権条約が、陪審・参審裁判に理由を付すことを直接求めているわけではないとしつつ、公正な裁判所による裁判を受ける権利が保障されるためには、被告人も国民も評決を理解することができなければならない、と述べた。民主国家の基礎の一つである客観的で透明性ある司法が実現されているとの世論の信頼を確保するためには、恣意的な裁判の排除が求められるから、公正な裁判を受ける権利の保障は、被告人が恣意的に有罪判決を受けたわけではないことを確認し、その判決の理由を理解する権利を保障しているというのである。この権利は、裁判長による説示が適正に行われることでも、評決に際して陪審に投げかけられる質問の内容をできるだけ明確にすることも保障されうるが、被告人に上訴権がある場合は、判決理由が付されることはより重要である。

フランス憲法院も、法以前の、理由を付さない重罪院の裁判は憲法に違反しないとしつつ、ヨーロッパ人権裁判所に倣って、有罪／無罪の判断に理由を付すことを憲法が直接求めているとしても、なんらかの方法でその判断が恣意的でないことが保障されなければならないと判示している。

このような判断を背景に、法は、重罪裁判への理由付記を義務づけたが、しかし、前述のとおり、軽罪参審員を創設するとともに、重罪院の参審員の人数を減らし、それに伴って有罪判決に必要な参審員の票数も減少させ、憲法院の言う恣意的判断を防止する方策の一つであったはずの参審員の絶対多数を廃したことは、これもまた逆説的である。

ともあれ、重罪院の裁判に理由を付することは、2000年6月15日法が重罪裁判所の裁判に対する別の重罪院での上訴審を設けた時点からすでに求

められていたと言ってよい。

市民の代表たる参審員の判断に対する上訴は不可能と考えられてきたが、それが可能になったのであれば、裁判に理由を付すことも可能になるはずである。また、上訴が認められる以上、第1審の裁判に理由を付することは必須である。理由を付すのは、無論、裁判官の役割である。

評議は、事実認定等に関する質問に答える方式で行われるが、判決理由は、その質問票に添付される理由書に記され、裁判長と参審員長が署名する。有罪判決には、罪となるべき事実ごとに、評議での質問に対する参審員の回答が理由として付されることになる。

法の施行以来数カ月での評価は尚早ではあるが、この制度改革の一つの柱、すなわち、重罪裁判への理由付記は透明性ある刑事裁判実現のための必然である。

軽罪参審員については、軽罪への厳罰対処という前提が崩れているほか（参審員が加わった裁判で以前より刑が重くなったという事実は示されていない）、訴訟が遅滞していることが4か月の試行で明らかであって、制度の経済的および手続的代償はきわめて大きく、完全施行に至るかどうかは、定かではない。

